



# 飯坂ロータリークラブ 週報

創立 昭和33年(1958)5月5日  
 ガバナー 芳賀 裕  
 ガバナー補佐 西川 博 美  
 会長 千葉 政 行  
 幹事 石川 邦 俊

### 地区活動目標

1. 人々が手を取り合うのを促そう。
2. 行動しよう。
3. ロータリー賞へ全クラブで挑戦しよう。
4. あの時(2011年3月)、これまで、そして未来を考えよう。  
「復興フォーラム(仮称)への支援と協力

【ロータリー特別月間】  
10月は  
経済と地域社会の  
発展・米山月間

2019 - 2020 年度 ◆ 例会日/木曜日 12:30 ◆ 例会場/かむろみの郷 穴原温泉 匠のこころ 吉川屋  
 RI会長 マーク・ダニエル・マローニー 事務局/〒960-0211 福島市飯坂町湯野字新湯6 (吉川屋内) ☎(024)542-2226 Fax(024)543-1433  
 シンクスター・ロータリークラブ (アメリカ・アラバマ州)

通 算

## 第16回 [ 2983 ] 例会報告 令和元年(2019)10月24日(木)

出席委員会報告

会員総数	38名
出席会員	23名
欠席会員	15名
出席率	60.53%

### 言行はこれに照らしてから 「四つのテスト」

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

- ◆開 会 点 鐘 千葉政行 会長
- ◆ロータリーソング [手に手つないで] 服部裕一 会員
- ◆四つのテストの唱和 渡辺達也 職業奉仕委員長

### ◆お客様紹介

🌸2018(平成30年)学年ロータリー米山記念奨学生 レー クエン ダットさん

🎵 今週の誕生日 🎵 10月28日 白川 敏明 会員  
 11月2日 二瓶 貢 会員 🎵



ロータリーソング 四つのテスト

### ◆会長あいさつ



11月10日は職場訪問ということで競馬場例会になっております。現在、25名の方のご参加をいただいております。多くの方にお申込みをいただきましてありがとうございます。

先日、規則・手続きセミナーがありました。細則や定款など、我々のところもあまり変えていなかったもので、皆様方にお手伝いいただきながら、今後、変えていきたいと思っております。私と佐藤真也会員で大枠を作りますので、皆様に見ていただいて、定款変更は次年度になりますがご協力をいただきたいと思います。宜しくお願いたします。

また、エコキャップについて、ロータリーではやらないとなっているのですが、なかなかやめられない状況になっております。連絡は少なくはなっておりますが、前回は18年の12月に引き取っていただきました。その時は634キロでした。今回は7月に回収をしていただきました。ケミカル株式会社という会社が、うちの会社に引き取りに来ていただいております。595キロで換算して1785片です。ワクチンにして89.3人分でした。お引き受けはお断りしているのですが、どうしてもという所があれば、うちの方で仕分けをしまして、きちんと業者さんに来ていただきますので、ご連絡いただければと思います。

このあとは通常例会がしばらく無いので、皆さんにお伝えできないのですが、11月14日の北クラブさんとの合同例会前に理事会を開催いたします。理事の方は宜しくお願いいたします。

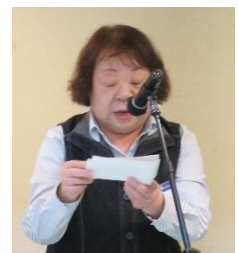
### 【奨学金の贈呈/近況報告 米山奨学生 レー クエン ダットさん】

皆さん、こんにちは。前に言ったように、就職活動が終わって、秋山製鋼という会社に内定をいただきました。この会社は特殊鋼を生産している会社なので、特殊鋼の関連知識や専門的な言葉が多く、今はよく勉強して頑張っていきたいと思っております。卒論を書きながら、他の活動にも参加をしています。ベトナムと福島県との友好関係を深めるために、ベトナムフェスティバルというイベントが行われます。来月4日に福島駅近くで行われる予定です。ぜひ皆さん、いらっしやっ下さい。



### ◆スマイリングBOX 鈴木牧子 会員 【合計3-24】《年月計比較▲3-37》

- 菅野 浩司会員 H 妻の誕生日に素敵なお花をいただいて 前回欠席お詫びとして
- 畠 隆章会員 H 長谷部支店長のスピーチに際して 前回欠席お詫び、早退お詫び
- 千葉 政行会員 S 長谷部支店長スピーチ楽しみにしております。
- 石川 邦俊会員 S 長谷部支店長のスピーチたのしみにしています。
- 服部 裕一会員 S 長谷部支店長のスピーチたのしみにしています。
- 中島 定宏会員 S 欠席お詫び 本日早退お詫び
- 鈴木 牧子会員 T 長谷部様スピーチに際して。



スマイリング報告

## ◆ 新会員スピーチ



### 長谷部弘 会員

東邦銀行の長谷部でございます。飯坂に赴任して三カ月が経ちました。何とか慣れてまいりましたが、なんせ新参者ですので、自己紹介からさせていただきます。その後、東北の地銀で当行が唯一取り扱っております東邦の遺言信託という商品について、お話をさせていただきます。

まず、私の生まれは1965年、昭和40年6月20日現在54歳です。出身は県南の矢吹町です。前任の保住支店長とは同郷で、お互い知ってはいたのですが、話したことはなくて、今回飯坂支店で引き継ぎをいたしまして、実は私の弟と同級生で数少ない同郷の行員と接点を持って非常に縁を感じた次第です。彼が築いてきたものを引き継いで私なりに精一杯、自分のできることを頑張りたいと思っております。私は中学高校

と野球部でした。高校は白河高校に進学しまして、高校3年の時は打率が3割8分6厘、ホームラン2本という成績でした。最後の夏は1回戦で小高商業にコールド勝ちしまして、2回戦で平工業に負けてしまいました。白河高校は2年に1度、明治大学野球部からコーチが2週間指導に来ていたのですが、その時の紫のユニフォームが格好良くて、明治大学を目指しました。1年浪人して明治大学に合格し、記念受験で受けた早稲田も合格したので、悩んで早稲田大学の商学部に行くことにしました。入学式当日に意気投合した軟式野球のサークルに入り、週3回の野球が生活の中心となり、その間に授業とバイトと麻雀という生活になりました。学生時代はとにかく様々なバイトを経験しました。ちなみに学生時代の二つ上の先輩夫婦の次男は、福島ユナイテッドの輪笠祐士選手です。昨シーズンはフル出場し、チームのMVPになっております。ぜひ応援していただければと思います。

そんな私も地元に戻ろうと考えまして、平成元年に東邦銀行に入行し、今年で31年目になります。最初の配属は本店営業部で丸6年おりました、6年目に伴侶を見つけ、息子一人と娘一人の4人家族です。現在は単身丸8年になります。本店から地元の矢吹支店に転勤となり、その後、いわきの植田支店、白河支店、融資管理部、美里町の高田支店、四倉支店、白河市役所支店を経まして、現在の飯坂支店にまいりました。今回の移動で9カ店目になります。銀行の商品も30年で大きく変化いたしました。当時の営業の中心は預金勧誘でしたが、現在では資産運用やコンサルティングが中心になっております。その中でも、法人については事業承継、個人については相続というのがキーワードになっております。誰もが直面する課題に銀行が少しでも役立てる提案をする営業というのに重点が置かれてきています。

そこで相続に関して、銀行がお手伝いできる商品についてご紹介したいと思います。相続の備えとして考えておきたいポイントが三つあります。一つ目は遺産分割です。相続財産は通常残された方同士の話し合いにより誰がどれだけ相続するか決まりますので、遺産分割の方向性を予め決めておくことは大切だと思います。二つ目が流動性資金の準備です。お金はすぐに引き出せない場合があります。銀行もお悔やみ情報を見て、お取引先の確認ができれば、相続は大きなリスクがありますので、預金を凍結させていただいております。実際に相続人さんが現金受け取りまでには、一定の手間と時間がかかります。残されたご家族に安心していただくためにも、いざという時に使えるお金を準備することが大切だと思います。三つ目は相続財産の評価です。いわゆる相続税がどのくらいかかるのか。相続税は相続財産、不動産、預貯金も含めた相続財産から基礎控除(3000万円+法手相続人の数×600万円)を差し引いた残りに対して税金がかかります。まずはご自身の財産を把握して相続税がかかるかどうか確認するのが大切だと思います。相続への備えとして銀行がお勧めしているのが生命保険です。遺産分割という点では、将来だれがどれだけ受け取るか予め決めておくことができます。流動性資金の準備に関しても、死亡保険金は受取人が指定されているため、比較的速やかに資金ができるというメリットがあります。相続財産の評価ですが、生命保険には特有の相続税務取り扱いがあります。つまり、相続税の非課税枠がありまして、500万円×法定相続人の数が非課税になります。こういった対策も必要かと思えます。

いずれにしても重要ですが、遺産分割の部分で東邦銀行は公正証書遺言の作成のお手伝いをいたします東邦遺言信託があります。このサービスを簡単に申し上げますと、公正証書遺言の作成のお手伝いをいたしまして、出来上がった遺言書を東邦銀行が保管します。相続発生後に遺言執行者として、預貯金の解約と不動産の名義の変更手続きをお手伝いするというサービスです。遺言書には自筆証書遺言と公正証書遺言があり、双方メリットとデメリットがあります。費用はかかりますが、裁判所の手続きが無く、また、不備や紛失の無い、公正証書遺言がやはり安心なのかなと思います。東邦遺言信託の具体的なサービス内容を申し上げますと、まず、財産台帳の作成を銀行がいたします。お客様からお預かりした不動産謄本や、戸籍を基に財産の一覧表を作り、ご本人の意向に沿った形で、どのように資産を配分するか聞き取りしながら検討して、分析結果などをご報告いたします。その段階で、相続税対策などのアドバイスもさせていただきます。お客様のお考えに基づいて、遺言書の文案を作成しまして、公証役場との事前の打ち合わせも銀行で行いますので、公証役場での証人として東邦銀行の行員が立ち合います。遺言書を作成しますと銀行で保管いたします。定期的書き直しがないか確認いたしまして、変更があれば変更手続きをいたします。ご本人様がお亡くなりになり、相続が発生しますと、銀行が相続人全員に遺言内容をお伝えいたします。他の金融機関も含めて、財産の調査をいたしまして、遺言に基づいて、預貯金の解約、不動産の名義変更手続きを銀行が行います。遺言者の意思で相続財産を分けることができるため、遺産分割協議が不要となり、相続人の負担軽減にもつながります。現在、東邦遺言信託は、取り扱い開始から約3年で300件以上の契約申し込みがあります。また、当行では遺言書作成に際して、相続税対策のアドバイスやご提案もさせていただきますので、ぜひご検討いただきたいと思います。その他にも遺言代用信託や贈与対策として暦年贈与型信託などもございます。銀行には相続に関するサービスがございますので、ご心配な方はぜひ一度ご相談いただきたいと思います。

以上でスピーチを終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

◆ 閉 会 点 鐘 会長